

任期付職員の募集案内について

- 秋田県警察では、育児休業中の警察官の業務を補うため、任期付で警察官を募集します。
- 応募者については、「任期付職員採用候補者名簿」に登録し、育児休業を取得する警察官がいる場合に採用選考（試験）を行い、任期付職員として採用します。
- 任期付採用の任用期間は3年未満になります。
なお、候補者の登録ですので、登録されても採用されない場合もあります。

随時受付（申込みは直接持参・郵送の両方で行っております）

1 任期付職員について

任期付職員とは、育児休業を取得する警察官の代替職員として勤務していただく職員です。臨時的任用職員や嘱託職員とは異なり、任期を定めた任用であること以外は、基本的には一般の警察官と同等の職務内容、勤務条件となります。

あらかじめ、採用候補者として登録していただき、警察官が育児休業を取得する場合、その代替として勤務する警察部門や職種を考慮のうえ、論文・口述等の採用選考（試験）を実施し、合格者を育児休業の期間を限度に警察官として採用します。

そのため、登録されても、育児休業を取得する警察官の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2 登録資格

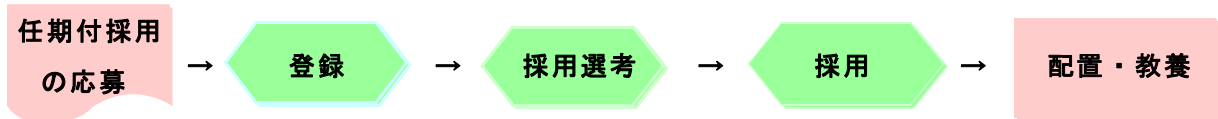
かつて警察官として勤務していた者で、次の要件をすべて満たす者

- ① 結婚、出産、育児、介護等の私的な事情によりやむを得ず途中で退職した者
- ② 警察官としての在職期間が4年以上であること

（注意事項）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は除かれます。

3 登録から採用までの流れ

- ① 任期付職員採用候補者登録申込書の提出 ➡ 警察本部警務課
- ② 採用可能な警察部門の特定・部門別登録
- ③ 育休職員による代替職員の必要性が発生 ➡ 採用選考(試験)の実施を登録者に通知
- ④ 任期付職員採用選考申込書の提出 ➡ 警察本部警務課
- ⑤ 採用選考(試験)の実施
- ⑥ 合否の通知
- ⑦ 警察官として採用



4 登録申込手続き

任期付職員採用候補者登録申込書に必要な事項を記入し、次のとおり秋田県警察本部警務課に申し込んでください。

なお、秋田県警察以外に在職していた方は、公務員職歴証明書が必要となりますので申込書と一緒に提出して下さい。

ア 直接持参する場合

秋田県警察本部警務課人事係へ持参してください。

イ 郵送する場合

配達記録郵便により秋田県警察本部警務課人事係まで郵送してください。

5 採用選考(試験)の方法及び内容

採用選考(試験)は、原則年1回、毎年度末までに採用候補者登録した方を対象に秋田県警察が実施します。その方法及び内容は次のとおりとします。

	種 目	内 容
採用選考 (試験)	論文試験	警察官として必要な一般知識について行います。
	口述試験	人物についての個別面接による試験を行います。
	身体検査	警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等について検査します。(健康診断書提出)

この登録制度についての問い合わせ

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部 警務課人事・任用係

採用フリーダイヤル 0120-863-314